

令和7年4月1日から



1か月健康診査費の一部を助成します。

1か月児健康診査とは・・・

1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し保護者への育児に関する助言を行い、乳児の健康育児に保持及び推進を図ることを目的としています。

【対象となる方】

- ①令和7年4月1日以降生まれた赤ちゃんがいる方
- ②検査を実施した日時時点で名護市に住民登録がある方

【対象となる検査】

- ①問診（乳児の機嫌、授乳量、授乳間隔、睡眠等）
- ②身体測定（身長、体重及び頭囲）
- ③診察（視診、触診、聴診等による全身チェック、臍の異常、運動発達、原子反射のチェック等）
- ④ビタミンK2シロップの投与の有無
- ⑤生後間もない時期に受けたスクリーニング検査の結果説明

【助成金額】

- ・1か月児健康診査に要した費用（上限5,000円）

【申請方法】 ※申請期限は、検査を受けた日から1年以内

- ・以下のものを健康増進課健康づくり係の窓口にご持参、または郵送

- 1か月児健康診査助成金償還払申請書（様式（第7条関係））
- 振込先金融機関口座が確認できるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）
- 親子健康手帳（母子手帳）の1か月児健康診査検査日と検査結果が記載されたおページの写し
- 医療機関が発行した領収書または検査費用の支払額が確認できる書類

【問い合わせ先】 名護市役所 健康増進課 健康づくり係

（0980）-53-1281（内線：155）